

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月6日(火)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	16番 伊 藤 栄 治 委員
17番 渡 邊 弘 仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員
28番 寺 本 利 幸 委員	29番 石 橋 誠 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 匝瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 8件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 　　ただ今から令和元年 8 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　　それでは、匠瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議 長 　　本日、出席農業委員は 17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、11 番鈴木茂委員、12 番佐藤正剛委員を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長 　　続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「匠瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案第 1 号について、議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて匠瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について、農地利用最適化推進委員(案)を説明】

議長 　　事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 　　議案第 1 号「匠瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、質疑を打

ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「匝瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり承認されました。
このまま暫時休憩します。

(寺本利幸委員へ委嘱書交付)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
寺本利幸委員が、農地利用最適化推進委員に就任いたしました。
ここで、寺本利幸委員の議席の指定をいたします。
寺本利幸委員の議席ですが、欠番となっております議席番号28番としたいと思いますが、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。寺本利幸委員の議席を番号28番とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、寺本利幸委員の議席は、番号28番とすることにいたします。
それでは、寺本利幸委員は、番号28番の議席に御着席下さい。

(寺本利幸委員 着席)

議長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議事を進めます。
次に、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る8月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より

報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る8月2日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年7月31日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく
願います。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員、江波戸和男委員及び寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番から10番までについて、審議・採決いたします。高品文敬委員と寺本利幸委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番から10番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の利用権設定関係の番号2番から10番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番から10番までの内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番から10番までについて、質疑を打ち切ることに

御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番から10番までについて、採決に入ります。

議案第2号の利用権設定関係の番号2番から10番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。次に、所有権移転関係の番号1番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の所有権移転関係の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号1番の内容を説明】

本件計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「令和元年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号 1 番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「令和元年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号 1 番について、採決に入ります。

議案第 2 号の所有権移転関係の番号 1 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。次に、利用権設定関係の番号 2 番から 10 番まで及び所有権移転関係の番号 1 番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号の所有権移転関係の番号 1 番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号 2 番から 10 番まで及び所有権移転関係の番号 1 番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「令和元年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号 2 番から 10 番まで及び所有権移転関係の番号 1 番を

除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番から10番まで及び所有権移転関係の番号1番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、利用権設定関係の番号2番から10番まで及び所有権移転関係の番号1番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番は、利用権設定に関する件であります。番号2番から12番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から12番までを議案書を基に朗読】

番号1番から12番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 1 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3 番 番号3番から7番までの譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農して
おり問題ないと思われ
ます。

1 4 番 番号8番と9番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るもの
です。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号10番と11番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図る

ものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

2 番 番号 1 2 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

議案第 3 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第 4 号、番号 1 番から 7 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番について、19 台分の駐車場用地として畑 2 筆計 547 m²を譲
り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号 2 番から 6 番までの譲受人は同一です。事業所の出入口用地として
田 5 筆計 854 m²を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問
題ないと考えます。

番号 7 番について、61 台分の貸駐車場用地として、田 2, 398 m²を
譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

5 番 番号1番について、譲受人は運送業を営んでいますが、事業拡張に伴い、申請地を駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番から6番までの譲受人は同一です。申請地の隣接地に事業所を所有していますが、既存の出入口が狭いため、申請地を出入口用地として利用することにより、安全性と効率性の向上を図ろうとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3 番 番号7番について、譲受人は申請地の隣接地で医院を運営する法人の代表者です。現在、診療は譲受人本人と長男が行っておりますが、混雑時には患者の車が既存駐車場から溢れることもあり、また、1年後を目途に次男も一緒に診療を行う予定もあることから、医院へ貸すための駐車場整備を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知が8件ありました。内容については、記載

のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 　　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

　　以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

　　本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 匝瑳市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 令和元年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
7件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 8件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年8月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。